

口大野区地区防災計画書



口 大 野 区

令和3年1月 策定

令和3年3月19日 京丹後市防災会議承認

令和4年1月27日 一部改正

目 次

(本 編)

はじめに	1 P
------	-----

第1章 総則

第1節 目的	2 P
第2節 計画の修正と周知徹底	2 P
第3節 担当する業務の大綱	2 P
第4節 地区の現状	3 P
第5節 地区の災害記録（大規模災害抜粋）	4 P

第2章 災害予防計画

第1節 気象等予報計画	6 P
第2節 防災知識普及計画	8 P
第3節 防災資機材（器材）等整備計画	9 P
第4節 防災訓練計画と地区内防災調査	11 P
第5節 今後地区内で予想される災害	12 P

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部計画	14 P
第2節 避難対策計画	20 P

第3節 地区避難所運営計画	22P
---------------	-----

第4章 災害復旧計画の大綱

第1節 公共土木施設復旧計画	25P
----------------	-----

第2節 農林業施設復旧計画	25P
---------------	-----

第3節 防犯・消防施設復旧計画	25P
-----------------	-----

第4節 地区所有施設復旧計画	26P
----------------	-----



は　じ　め　に

「災害は、忘れた頃にやってくる」と言われます。

地区防災計画を活用して、いざというときに効果的な防災活動ができるようにすることが重要であるとのことから、このたび口大野区地区防災計画書を策定いたしました。

この地区防災計画書は、口大野区規約第4条第2号の目的を達成するために策定する計画であり、区民の安心安全を確保し、地域コミュニティにおける、地域防災力の向上と発展を図るための指針とするものです。

今後、この地区防災計画書により地域防災力の向上のみならず地域のきずなの大切さ、自発的な自助・共助による防災活動の重要性が認識され、災害に強いまちづくりに寄与することを期待します。

令和3年1月

口大野区長 西村誠志郎

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、当地区にかかる防災に関し計画化を進めることで、区民の防災意識の向上と安心安全を確保するための事項を定め、万全を期することを目的とする。

- 1 当地区にかかる防災に関し、地区役員等の処理すべき事務並びに業務の大綱を定め、区民の安心安全を確保するための計画
- 2 防災施設や防災資機材等の新設と調達、地区が実施する各種訓練等の計画
- 3 その他必要な事項

第2節 計画の修正と周知徹底

この計画は、審議会において毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正することとする。また、緊急を要する場合は、ただちに修正する。

なお、この計画は、簡易版を作成し全戸配布により区民への周知をはかるほか、各種訓練等によって災害時における防災意識や対応の習熟に努めるとともに、計画の修正を行った場合は、回覧板等により周知をはかる。

第3節 担当する業務の大綱

第1 当地区は、概ね次の事務または業務を処理する。

- ① 地区の防災に関する会議
- ② 防災に関し地区が実施する各種訓練
- ③ 災害等における京丹後市との連絡調整
- ④ 地区避難所開設のための気象（災害）情報の入手
- ⑤ 地区避難所の開設と運営
- ⑥ 地区内における被害調査の実施
- ⑦ 地区災害対策要員（地区役員）の調整
- ⑧ 京丹後市並びに京丹後警察署等の行政機関との情報連絡調整
- ⑨ ライフライン関係機関（電気、ガス、電話）との情報連絡調整

第4節 当地区の現状

第1 位置・地勢

当地区は、京丹後市の南部京丹後市大宮町の中央西側に位置する（東経 135 度 9 分、北緯 35 度 58 分）、面積 3.28 km²、人口 2,266 人、982 世帯（令和 3 年 3 月 1 日現在）の集落です。

地区中心部には、大野神社を祀る城山公園や口大野地区公民館や口大野区事務所があり、これらを囲む南北と東南方向に住宅を長く連ね駅前の府道や市道の両側に、旅館や小売商店のほか飲食店などを連ねた市街地を形成しています。

地区内には、京丹後市の主要幹線である国道 312 号線に平行する府道や市道が南北へと走るほか、京都丹後鉄道の京丹後大宮駅が所在し、京丹後市の中心地域や南は与謝野町へと通じています。

地質は全体的に花崗岩質であり、竹野川沿いに開けた耕地一帯は沖積層に属しており、農地は地区中心地から東側となる竹野川沿いと北西側に水田地帯を広げ、西側山岳地帯までの丘陵（なる山）地帯には、昭和 60 年代前半に着手された国営農地開発事業で開拓された豊かな畑地帯を連ねています。



第2 公的施設等

- ・事 務 所 等 口大野区事務所、口大野地区公民館、城址会館
- ・職 員 体 制 区長 1 名、事務職員 1 名、嘱託員 1 名、臨時職員 2 名
- ・面 積 口大野地区 3.28 km²（京丹後市大宮町 68.93 km²）
- ・人 口 口大野地区 2,266 人（R3.3.1）
- ・世 帯 数 口大野地区 982 世帯（同上）
- ・上下水道等 上水道、公共下水道地域（一部共用開始）
- ・学校施設等 大宮こども園、大宮第一小学校（徒歩通学）、大宮中学校（徒歩・一部自転車通学圏）
- ・公 民 館 等 口大野地区公民館（公民館長、公民館主事）、口大野図書館
ハロウィン（ボランティア組織）、恵美寿会
- ・消防防災等 京丹後市消防本部峰山消防署管轄（片道 6 km）、京丹後市消防団大宮第 1 分団第 1 部（CD I 型ポンプ自動車 1 台、小

型動力ポンプ付積載車 1 台)、口大野自主防災会 1 組織

- ・公共交通等 京都丹後鉄道京丹後大宮駅、丹海バス路線 4 停留所
- ・公共庁舎等 京丹後市役所大宮庁舎、京丹後警察大宮駐在所、大宮郵便局
- ・金融機関等 京都銀行 ATM (旧口大野支店)

第5節 当地区の災害記録（大規模災害抜粋）

第1 自然災害

（1）風水害

- ・1443（嘉吉 3 年）8 月 丹後地域の大洪水により谷川部落とともに大野郷岡野宮神社流失
- ・1872（明治 5 年）7 月 8・9 日 地区内竹野川堤防決壊 5・6 ヶ所
- ・1885（明治 18 年）5 月 18・19 日 地区内竹野川大橋下堤防決壊
- ・1972（昭和 47 年）9 月 16・17 日 台風 20 号により町内全域に多大な被害。中河原橋上堤防決壊により昭和町内で床上浸水多数発生。

（2）地震

- ・937（承平 7 年）4 月 15 日 丹後大地震 同年 11 月に富士山噴火
- ・1475（文明 7 年）6 月 11 日 丹後大地震
- ・1496（明応 5 年）5 月 11 日と 8 月 25 日 丹後大地震
- ・1660（万治 3 年）1 月 4 日 丹後但馬大地震
- ・1662（寛文 2 年）5 月 1 日 丹後大地震（死者多数）京都市内に被害
- ・1694（元禄 7 年）10 月 26 日 大地震丹後被害多し
- ・1774（安永 3 年）12 月 11 日 丹後大地震
- ・1847（弘化 4 年）1 月 12 日 丹後木津地震
- ・1925（大正 14 年）5 月 23 日 北但大地震 豊岡、城崎、久美浜被害
- ・1927（昭和 2 年）3 月 7 日 丹後大震災 口大野村役場・小学校・巡査駐在所全焼、郵便局・口大野駅は半壊。死傷者及び建物被害状況（死者 49 人、ケガ 100 人、全壊 253 棟、半壊 223 棟、全焼 47 棟、半焼 11 棟）

（3）雪害

- ・1963（昭和 38 年）1～3 月 丹後地方豪雪（被害 48 億円）、この年以降、丹後半島における離村が相次ぐ
- ・1976（昭和 51 年）12～翌年 3 月 丹後地方大雪（宮津市世屋地域で発生した雪崩により 5 人死亡）

第2 火災

(1) 大火

- 1858（安政5年）3月30日 地区内にて7・8軒類焼
- 1871（明治4年）6月19日 地区内にて15・6軒類焼
- 1971（昭和46年）11月19日 地区内にて9戸全半焼

(2) 住宅火災

（消防組合設立後把握）

- 1987（昭和62年）4月1日 丹後広域消防組合設立
- 1987（昭和62年）5月10日 地区内にて 詳細不明
- 1988（昭和63年）3月5日 地区内にて1戸全焼、1戸類焼
- 1988（昭和63年）8月7日 地区内にて1戸部分焼
- 1989（平成元年）6月16日 地区内にて1戸部分焼
- 1990（平成2年）4月12日 地区内にて1戸全焼、1戸類焼
- 1996（平成8年）12月1日 地区内にて1戸全焼、1戸類焼
- 1997（平成9年）2月6日 地区内にて1戸全焼、2戸類焼
- 1998（平成10年）7月14日 地区内にて1戸部分焼
- 2001（平成13年）2月23日 地区内にて1戸半焼
- 2001（平成13年）8月23日 地区内にて1戸全焼、4戸類焼、
自動車3台焼損
- 2020（令和2年）2月9日 地区内にて1戸全焼



第2章 災害予防計画

第1節 気象等予報計画

第1 計画方針

この計画は、気象、火災等に関する予警報について、これを迅速的確に区民に周知するための方法などについて定める。

第2 予警報

(1) 気象情報

一般予報や警報などの気象情報は、気象庁や京都地方気象台が発表する情報を基本とするが、警報など発表後の市からの状況や資料、防災上の注意事項などを具体的に解説するもの（補完的機能）や、テレビなどのメディアやインターネットなどからの情報も用いて補完する。

(2) 警報・注意報発表基準（京都地方気象台）

種 類	基 準 等
強 風 注 意 報	平均風速陸上 12m/ s 以上
暴 風 警 報	平均風速陸上 20m/ s 以上
大雨（大雪） 注 意 報	表面雨量指数基準5（注1）、土壌雨量指数基準86（注2） 大雪）12時間の降雪深 20 cm
大雨（大雪） 警 報	浸水害）表面雨量指数基準 9 土砂災害）土壌雨量指数基準 121 大雪）12時間の降雪深 50 cm
洪水注意報	流域雨量指数基準）竹野川流域 13.2 （注3） 複合基準）竹野川流域 5、 13.2 （注4）
洪水警報	流域雨量指数基準）竹野川流域 16.6 複合基準）竹野川流域 5、 14.9
特 別 警 報	数十年に一度といった基準に基づき、気象に関する特別警報を発表。具体的には大雨、暴風、暴風雪等を要因とする特別警報の指標（発表条件）がある。

（注1）表面雨量指数基準は、浸水害リスクのため降雨により地表面に溜まっている雨量を示す指数

（注2）土壌雨量指数基準は、土砂災害リスクのため降雨により土壌中に溜まっている雨水量を示す指数

（注3）流域雨量指数基準は、河川上流域雨量による下流対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指数

（注4）複合基準とは、表面雨量指数基準と流域雨量指数基準の組合せによる指数

(3) 気象情報の種類

種 類	基 準 等
台 風 情 報	台風の強さ、位置等の現況、暴風域等の現況及びこれらについての予想、並びに警戒事項等の中から緊要な事項を抽出して報ずる。
大雨（大雪） 情 報	大雨（大雪）が予想される気象状況についての注意報・警報の予告または補完のために、降雨（降雪）の実況及び予測並びに警戒事項を報ずる。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、河川の洪水災害の発生につながるような稀にしか観測しない雨量であることを報ずる。
土 砂 災 害 警 戒 情 報	大雨警報又は大雨特別警報発表中に、気象庁が作成する降雨予測に基づき作成された指標が、監視基準に達した場合に報ずる。
そ の 他 の 気 象 情 報	長雨・低温・異常潮位等

(4) 伝達系統

異常気象時等における緊急伝達は、京丹後市が行う防災行政無線で市民へ連絡がなされるため原則不要とするが、不測の事態に備え区長（事務員等含む）が迅速的な方法により、区内伝達先に連絡する。

(5) 伝達方法

防災行政無線が利用できないなどの不測の事態が発生したときは、携帯電話や固定電話およびEメールなどを用いて、連絡先（ルート）を区長（区事務員等含む）から町内会長、町内会長から審議員、町内会長もしくは審議員から隣組長、隣組長から隣組に伝達するものとする。

なお、携帯電話、固定電話などが利用できない場合は、前記の連絡先（ルート）に地区事務員もしくは地区役員等が出向き直接伝達する。

第3 異常現象発見時の措置

(1) 異常現象発見者の通報

人家に接近している山崖や道水路、農業用施設等において崩落等の災害等が発生する恐れがある異常な現象を区民が発見した場合は、区事務所（64-2137）または区長もしくは町内会長等に通報する。

(2) 市への通報

区民から異常現象の連絡を受けた区長は、事務員もしくは町内会長等に確

認のうえ、市役所総務課（69-0140）もしくは大宮市民局（69-0712）のほか、施設管理者等に通報する。

（３）災害発生のおれがある区域の区民等への連絡

区長は、災害の発生するおれのある地域の区民の安全を確保するため、地区役員や隣組長を通じて当該地域の隣組員等へ注意を促す。

また、市役所職員と現場を確認したうえで、必要に応じて地区避難所を開設し、当該地域の区民等に一時避難を勧める。

（４）区民に対する周知徹底

異常現象発見時における連絡先は、地区防災訓練のほか回覧板等を用いて区民に周知徹底しておく。

第2節 防災知識普及計画

第1 地区防災計画に対する教育

（１）計画方針

区長等は事務員及び地区役員等に対し、防災研修や防災訓練等を通じて防災知識の向上を図るとともに、あらゆる機会を通じて区民に防災知識を普及し、防災意識の高揚を図る。

（２）区事務員及び区役員等への周知

区長等は地区防災計画が的確かつ有効に活用されるよう、防災に関する定期的な研修や講習会を開催し、その内容や運用等について徹底させることで、防災知識の周知に努める。

（３）区民への周知

区長等は区民に対し防災知識の普及を図るため、回覧板等を用いて周知を図るとともに、防災の心得や注意事項等について注意喚起する。

（４）普及の方法

地区役員及び区民等に対する防災知識の普及方法は次のとおりとする。

- ① 行政機関が作成し配布する広報紙やパンフレット等（チラシ等含む）
- ② 地区や公民館が作成し配布する刊行物もしくはホームページ等
- ③ 地区が開催する地区役員会等
- ④ 地区や公民館等が開催する防災研修会や防災訓練等
- ⑤ 口大野自主防災会や京丹後市消防団が実施する各種訓練等
- ⑥ 地区が大学等と連携し実施する各種事業等
- ⑦ 神社仏閣等が実施する各種防災訓練等

第2 防災関係必需品の確保

地区内の全家庭に対し、防災関係必需品や多機能の防災緊急用備品の常備化を促し、避難時にはこれら備品等を活用する。

(1) 各家庭が準備する生活必需品

- ① 非常持ち出し袋等の必要性について、各種訓練等を通じて周知する。
- ② 非常時に備えるべき防災必需品や、非常持ち出し袋に確保すべきものなどについて、訓練や回覧板等を通じて周知する。
- ③ 避難先で3日分対処できる飲食物の確保を周知する。
- ④ 携帯電話、ラジオ、懐中電灯等に利用できる簡易発電機（手回し式）の確保や購入を推奨する。

(2) 地区が準備するもの

- ① 地区避難所運営に必要な日用品を7日分程度備蓄する。
- ② 地区避難所運営に必要な炊出し備品等を確保し、炊出し窯等を設置する。
- ③ 地区避難所運営に必要な発電機を整備し、停電時の電源等を確保する。



第3節 防災資機材（器材）等整備計画

第1 防災資機材等の整備

災害時における区民の安心安全を確保し応急対策を円滑に実施するため、必要な防災資機材を地区で順次整備し、有事に際しその機能を発揮できるよう、常時点検整備する。

第2 防災資機材等整備計画

防災資機材の整備に当たっては、町内会長会議等で協議のうえ、年次導入計画を定め、地区が利用する資機材等のうち緊急を要するものから順次整備する。整備した資機材等は、地区役員等が毎年防災訓練時等において点検する。

なお、資機材等の確保に至っては市の助成制度などを活用するほか、区民からの寄付等を申し受けることとする。

第3 防災用資機材等の保管

防災用資機材は、防災倉庫、地区倉庫および口大野地区公民館内に保管する。また既設の資機材は、防災活動に支障のない範囲内で転用することも可能とする。

第4 防災用資機材の一覧

(1) 防災倉庫内

品 名	数 量	備 考	品 名	数 量	備 考
パイロン（赤）	14		発電機（900KVA）	1	ヤマハ製
パイロンバー（黄黒）	3		発電機（2000KVA）	1	ヤマハ製
土のう袋	15		バックアップ電源	2	BT75T
電源コードリール	2		バルーン投光器（一式）	2	
トラロープ（10m）	2		投光器（白熱灯）	1	
ハンドマイク拡声器	1		投光器（LED 灯）	1	
単一乾電池	10		投光器（2 灯式）	1	
水門ハンドル	2		ナイター照明（水銀灯）	2	
レスキューセット	1	自主防	プロパンガスコンロ	2	
Iマ-ゼ-ン-ブ ラケット	100	防寒	脚立（2m）	1	
釜（蓋つき）	5		立て看板 大3中2	5	
おしべり（ゴザ）10m	5		カケヤ	1	
簡易担架	2		軍手	8	
赤色誘導灯（FS10）	5		ナタ（斧）	1	
簡易テント（大）	2	青・赤			

(2) 地区倉庫内

品 名	数 量	備 考	品 名	数 量	備 考
脚立（2m）	2		丸スコップ	1	
熊手	2		角スコップ	1	
クワ	1		4本爪フォーク	2	
簡易テント（大）	4		電動まき割り機	1	
簡易テント（中）	4		燃料携行缶	2	5.10L
エンジンブローア-	1		炊出し用 割まき		便所横

(3) 公民館内

品 名	数 量	備 考	品 名	数 量	備 考
6点セット布団	10	押入れ	9点セット布団	10	押入
救急箱（電子体温計含）	1	事務室	避難所開設グッズ	1	階段下
ベンチ椅子釜戸 3 個口	1	玄関前	石油丸ストーブ	3	
灯油ポリタンク（18L）	3	階段下	石油ファンヒーター	4	
パーテーション	30	押入	災害用毛布	30	押入
非接触体温計	4	事務室	自動検温器（手指用）	3	廊下

第4節 防災訓練計画と地区内防災調査

第1 防災訓練計画

この計画は、当地区における防災体制の整備に必要な防災訓練の実施について、必要な事項を定める。

第2 地区防災訓練

区長は、この防災計画が災害時に十分活用されるよう市や大学等と協力し、各防災関係機関との緊密な連携、事務員や地区役員の防災組織員としての実務習得のほか、区民の防災思想の普及を図る。

(1) 訓練想定

あらゆる災害について、被害状況等を想定し訓練を実施する。

(2) 訓練対象者

訓練対象者は、地区役員関係者を対象とするもののほか、全区民を対象とするもの、市等の関係機関と合同で実施するものなど、訓練内容によって対象者を区分する。

(3) 訓練実施回数

訓練の実施回数は、少なくとも年1回以上実施し、区民の多くが極力参加できる訓練を計画するものとする。

(4) 自主防災会が実施する訓練

〇大野自主防災会は、自らの組織における訓練を計画する。

なお、この訓練に区民の参加を求める場合は、区長と協議し地区役員の協力のもと、区民に周知し多くの参加を得る訓練を実施する。

第3 地区内防災調査

当地区が把握している災害危険区域について、町内会長や審議員で年1回以上防災調査を実施し、各町内における危険個所の現状把握に努める。

(1) 防災パトロール

町内会長と審議員で各町内における災害時に危険が予想される個所の防災パトロールを実施し、危険個所の現状把握に努めるとともに、被害が予想される世帯や隣組についての状況把握をする。

(2) 防災関係機関への意見照会と回答

防災パトロールを実施する中で、被害想定が全く予測できない場合は、市役所職員や消防関係職員に同席を求め、被害予測や対処する方法等についての意見を照会し回答を得る。

（３）被害想定区域の区民に対する事前連絡

町内会長と審議員は、防災パトロール実施後に被害が予想される区域の隣組長に対し被害予測等を連絡するほか、町内回覧板等にて隣組員に異常気象時等における被害等の注意喚起を促す。

第５節 今後地区内で予想される災害

第１ 異常気象

（１）風水害

台風や暴風雨等に関する風水害については、気象予報等から襲来時期が概ね予測できるものの被害までは予想できない。

したがって区民は、常日頃から人家に接する河川や山崖等は、出水期における危険個所としての認識を隣組長や地区役員と一緒に、高めておく必要がある。

（２）地震

我が国は世界の中でも有数の地震国であり、当地区が多く被災した大地震として、直近には昭和２年の丹後大震災を経験しているが、内陸性直下型地震についての可能性を考えておく必要がある。

国は、総務省消防庁等で「地震時の心得１０ヶ条」を啓発しており、区民も一人ひとりが慌てずに適切な行動をとることが極めて重要となる。

（３）大雪

近年、当地区の降雪量は少ない傾向が続いており、地区内における近年の積雪深も１ｍを超えることは、ほとんど無い状況となっている。

しかしながら、当地区においても昭和３８年の豪雪を経験しており、豪雪の可能性もあることから、家屋等の被害や人命に危険が生じる可能性がある。

第２ 事故

（１）火災

当地区の火災は、火の取り扱いの不注意から発生した案件がほとんどであるが、放火による可能性も考えられる。また、電気調理器具も普及しているものの、各家庭の調理燃料の多くがプロパンガスであり、ガス漏れによる爆発事故等の可能性もある。

峰山消防署や京丹後市消防団の予防活動により、地区内における火災発生

件数は年々減少の傾向にあるものの過去に大火災も発生しており、今後もさらなる防火意識の向上をもって、個々の家庭における注意が必要である。

(2) 交通

交通網の発達で自動車等による多重交通事故、当地区内を運行する京都丹後鉄道における脱線事故、当地域を飛行する航空機墜落事故など、過去に地区内において発生したことの無い予測がつかない事故災害等が発生する可能性も想定する必要がある。

(3) その他

世界各国や国内において近年発生が見受けられる無差別凶悪犯罪やテロ行為が、身近で発生する可能性も想定する必要がある。



第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部計画

第1 災害対策（災害警戒）本部運用計画

1 災害警戒本部体制

（1）災害警戒本部の設置

災害警戒本部設置の前の体制として、各町内の河川や台風・大雨等の状況を把握するとともに、市や関係防災機関等から設置の判断資料を得る。次の設置基準を基に災害警戒本部を設置し区長を本部長とする。

（2）災害警戒本部の設置基準

災害警戒本部の設置は、おおむね次の基準により設置する。

- ① 豪雨等異常な自然現象により、地区内に災害の発生が予想されるとき
- ② 台風が当市に接近することが予想されるとき
- ③ 市から異常気象における通報を受け、区長が必要と認めたとき

2 災害対策本部の設置

（1）災害対策本部の設置

次の設置基準に基づき災害対策本部を設置する。また警戒本部設置後に災害対策本部を設置した場合は、自動的に災害警戒本部を閉鎖し、その業務等については全て災害対策本部が引き継ぐものとする。

（2）災害対策本部の設置基準

災害対策本部の設置は、おおむね次の基準により設置する。

- ① 暴風雨または集中豪雨等のため、地区内に被害が発生しかけたとき
- ② 地震または火災等のため、地区内に被害が発生しかけたとき

3 災害警戒本部および災害対策本部の役割

- ・ 気象情報、災害発生情報、災害対策情報、災害救援情報等の一元管理
- ・ 災害対策（災害警戒）本部の円滑な運用をはかるため、区長、町内会長の本部員は、審議員及び自主防災会正副会長を班長に指名し、災害対策本部会議を設置する。
- ・ 地区避難所の開設と運営、閉鎖
- ・ 市や関係防災機関からの情報収集と区民が適切に判断するための情報提供
- ・ 避難情報の把握と避難者の支援

4 災害警戒本部および災害対策本部の閉鎖

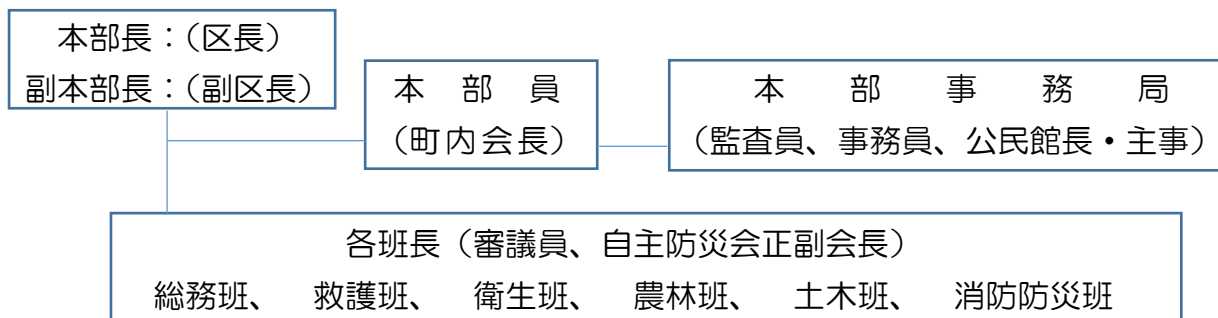
災害警戒本部（自動閉鎖を除く）および災害対策本部の閉鎖については、区長が町

内会長と協議して決定する。なお、災害対策（災害警戒）本部の閉鎖にあたっての基準はおおむね次のとおりとする。

- ① 当地区内に被害拡大する恐れが解消したとき
- ② 当地区内における関係防災機関による応急対策活動等が概ね終了したとき

第2 災害対策（災害警戒）本部体制

（1）組織編成



（2）組織動員体制

災害（警戒）本部体制は次表に示す要人員数を標準とし、この適用については区長がその都度指示するものとする。

区分等		区長	副区長	町内会長	審議員	監査員	事務員等	公民館長	隣組長
災害警戒 本部体制		◎	◎	◎	◎	×	◎	◎	×
人員数	14	1	1	4	5	0	2	1	0
災害対策 本部体制		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎ 主事含む	◎
人員数	113	1	1	4	13	2	2	2	88

（3）地区役員への連絡系統

順位	① 災害警戒本部（区長発信）		② 災害対策本部（区長発信）	
	平常執務時	勤務時間外	平常執務時	勤務時間外
1	事務員（区長から）	事務員、町内会長（区長から）	事務員（区長から）	事務員、町内会長（区長から）
2	町内会長、公民館長 （事務員から）	審議員（町内会長から） 公民館長（事務員から）	町内会長、公民館 長・主事（事務員か ら）	審議員（町内会長から） 監査員、公民館長、主事（事 務員から）
3	審議員（町内会長から）		審議員（町内会長から）	

注意）順位に基づき連絡すること

（4）連絡方法

伝達方法は、前記（3）の系統に基づき、携帯電話、固定電話およびEメールによ

り行うものとする。なお、電話等が不通の場合は直接連絡するものとする。

(5) 組織体制

区 分	地区役員名	体制（要員名）
本 部 長	区 長	区長
副 本 部 長	副 区 長	副区長
本 部 員	町 内 会 長 (事 務 局)	町内会長（４人） (1)避難所応援派遣 <u>*大規模災害時のみ</u> （中学校：高砂町内会長、第１小：明治町内会長） (2)地区避難所運営 地区避難所運営調整（副区長） ① 公民館（一般避難者）担当：明治・万歳町内会長 ・玄関前で避難者カードの記入と検温。担当町内審議員がカードを確認し監査員が避難者を誘導。 ・カード記入（玄関にて本人記入） ・避難スペース：一般者２階、老人世帯等１階 ② 城址会館（体調不良者）担当：高砂・剣鉾町内会長 ・公民館班の手伝いを基本 ・検温後、体調不良者があった場合、玄関外にて指定機関に電話指示。電話での対応に基づき避難所待機となった場合は、カード受領し直ちに城址会館を開設。城址会館までの誘導は、高砂・剣鉾地区の審議員が誘導 ・避難スペース：全員集会室、トイレは専用スペース ・居住スペースと谷口文庫には入室させない。
本部事務局	監 査 員 事 務 職 員 公 民 館 長 公 民 館 主 事	発災後、地区避難所開設時には町内会長とともに避難所開設運営（受付）に従事する。時間経過により避難所の受付が落ち着いてきたら、次の業務にかかるものとする。 （総務班・事務局）事務員、嘱託員、監査員、公民館長、公民館主事 ・地区避難所開所時は町内会長の手伝いを基本 ・本部運営、関係防災機関（市含む）との連絡調整 嘱託員、監査員、公民館主事 ・避難所各種とりまとめ（避難者カード、避難者記録簿） 事務員、監査員、公民館長
班 長	審 議 員 自 主 防 災 会	発災後、地区避難所開設時には町内会長とともに避難所運営（誘導、スペース確保）に従事する。地区避難所では副区

		長指揮のもと避難者の誘導と避難者スペースの確保のほか、避難所入所記録簿の作成に当たる。 避難所運営が落ち着けば、各班の班長として本部との情報連絡のほか、災害が落ち着いてきた後にそれぞれの業務に当たる。 ・総務班長：昭和審議員 ・救護班長：高砂審議員 ・衛生班長：明治審議員 ・農林班長：万歳審議員（副班長：農事組合長） ・土木班長：劔鉾審議員 ・消防防災班長：自主防災会長 自主防災会長は、区長と連絡取りながら、自主防災組織の各種業務の指揮命令（組織運営）に当たる。
副 班 長	隣 組 長 自 主 防 災 会	① 大規模災害発生時は、各町内隣組長等は、隣組員等の避難情報の把握に努める。 ・隣組長は隣組の避難者情報をとりまとめる。 ・自主防災副会長は、自主防災組織員の状況把握に努める。 ・自主防災副会長は、隣組の避難者情報のとりまとめ及び自主防災会の状況を本部に報告する。 ② 普通災害発生時において隣組員で地区避難所へ避難される世帯があることを知った場合、その情報を地区避難所に連絡する。その情報は、避難世帯者名、人数、男女別要支援者の有無について、連絡するものとする。

（６）事務分掌

区 分	地区役員名	事務分掌（業務内容）
本 部 長	区 長	災害対策（災害警戒）本部総括
副 本 部 長	副 区 長	同上総括補助と地区避難所運営
本 部 員	町 内 会 長 事 務 職 員 公 民 館 長 公 民 館 主 事	・区長等が命令する本部に関する全ての事務（総括含む） ・地区避難所の開設運営と閉鎖 ◎公民館避難所（一般避難者専用） ◎城址会館避難所（体調不良避難者専用） ・市や関係防災機関との連絡調整に関する総括 ・班長との連絡調整に関する総括 ・緊急情報の入手と対応（市や関係防災機関からの依頼に基づくもの）

		・地区内放送等（広報）に関する総括 ・市や防災機関に対する各種要請に関する総括 ・消防団との連絡調整に関する総括 ・自主防災会との連絡調整に関する総括 ・応急資機材の利用命令に関する総括
各 班 長	総 務 班	・情報の収集と連絡に関する総括 ・応急資機材等の確保に関する総括 ・本部からの情報伝達（隣組長へ） ・地区避難所の運営に関する総括 ・本部への被害調査の報告等に関する総括 ・副班長への指示連絡等に関する総括
	救 護 班	・地区避難所の救護運営に関すること ・避難所の飲食材の確保に関すること ・地区避難所における各種情報連絡や要望の聞き取りに関すること
	衛 生 班	・地区内上下水道の被害調査に関すること ・地区内の環境衛生に関すること ・消毒等の体制確保 ・し尿汲み取りやごみ等の要望聞き取りに関すること
	農 林 班	★災害が落ち着いてきてからの業務 ・地区内農業用施設の被害調査に関すること ・地区内農業被害調査に関すること
	土 木 班	★災害が落ち着いてきてからの業務 ・地区内山がけ崩れの被害調査に関すること ・地区内道水路の被害調査に関すること
	消 防 防 災 班	・消防団との連絡調整に関すること ・自主防災会員への連絡調整に関すること ・地区内防犯灯の被害調査に関すること ・地区内初期消火や避難誘導に関すること ・地区内消火栓設備に関すること
副 班 長	隣 組 長	各町内隣組長（その他） ・隣組における避難者情報の収集と把握（総務班へ） ・隣組における人的、物的被害状況の報告（総務班へ）

（７）役員等控え室

役員等の控え室は、公民館南側の会議室２部屋を城址会館においては、谷口文庫を

役員等控え室とする。また参集時に持参した荷物に名札を付け、この指定部屋を荷物置き場として業務に当たることとする。

(8) 災害対策（災害警戒）本部会議

関係防災機関等への緊急要請や応急対策等が必要となった場合は、本部員で構成する災害対策（災害警戒）本部会議を区長室等で開催し、各種運営調整を図る。

第3 地区防災会議

1 防災会議の開催

口大野区民の地域防災力の向上ならびに良好な地域社会の維持及び形成を図るため、定期的に地区役員等で組織する防災会議を開催し、必要な事項を協議する。

(1) 会議の運営

防災会議は別に定める口大野区防災会議設置要綱をもって運営する。なお、防災会議等に出席する委員は、要綱に定める委員をもって充てる。

(2) 協議事項

- ① 口大野区地区防災計画の見直しと修正
- ② 地区が実施する防災訓練計画の策定
- ③ 防災パトロールなど区民の安心安全の確保
- ④ その他、良好な地域社会の維持及び形成を図るために必要事項の協議

第4 各種情報の把握

(1) 区民等による把握

- ① 災害の発生を知った区民は、直ちにその事実を隣組長もしくは各町内の町内会長や審議員に通報する。なお通報内容については、「いつ、どこで、だれが、なにを、なぜ、どのように」の5W1Hを必要最小限とする。
- ② 災害の発生を知った地区役員は、直ちにその事実を区長や事務員に通報し、区長等からの指示があれば現地を確認したうえで、その概要について区長に報告する。
- ③ 災害の発生の恐れがある場合も上記①②により通報する。

(2) 地区役員による把握

- ① 区民等から通報を受けた地区役員は、直ちに区長に通報後、区長等からの指示に基づき現地を確認し、カメラ等で記録して区長もしくは事務所へ報告する。
- ② 区長または事務員は、地区役員等からの報告または被害概況等の概要を大宮市民局に報告する。また報告後は市指定の報告様式にとりまとめ、大宮市民局に送付（送信）する。

(3) 被害状況調査

被害状況調査に当たっては、区長が地区役員にて現地確認調査班を編成し、段階

的に調査するものとし、災害発生時は正確度より迅速さを主とした調査とする。

なお、調査に当たっては、被害の全体的概況、被災者の有無、避難必要性の有無、被害状況写真等の報告をもって調査とする。

第2節 避難対策計画

第1 計画方針

この計画は、地区内における災害危険区域にある区民を避難させるための、迅速かつ円滑な避難方法などについて定める。

第2 避難情報の目安

市が行う避難情報に準ずるものとする。発令時の状況は、おおむね次のとおり。

(1) 警戒レベル3（高齢者等避難）

高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされるレベルです。

高齢者以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始め避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

(2) 警戒レベル4（避難指示）

危険な場所からの避難が必要とされるレベルです。

災害が想定されている対象地域の方は全員速やかに、この危険な場所から避難します。

これには市からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても、危険度分布や河川の水位情報等を用いて自ら避難を判断してください。

(3) 警戒レベル5（緊急安全確保）

災害が発生又は切迫していることを示すレベルです。

何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。

命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。

第3 避難行動

避難情報に基づき、区民は次の避難行動をとるものとする。

(1) 警戒レベル3（高齢者等避難）

地区内の高齢者、障害者、乳幼児などとその支援者は、危険な場所から地区避難所や指定避難場所への避難行動を開始します。家族等との連絡のほか非常持出品等を持って避難しましょう。

なお地区避難所は、この情報に基づき開設することとしています。

(2) 警戒レベル4（避難指示）

危険区域に住む方は全員速やかに避難するとともに、そのいとまが無いときは生命を守る最低限の行動をしてください。

なお、避難所への避難行動がかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合は、少しでも命が助かる可能性が高い場所や自宅内のより安全な場所に避難してください。

(3) 警戒レベル5（緊急安全確保）

すでに安全な行動が出来ず命が危険な状況ですので、命を守るための最善の行動をとってください。

第4 避難伝達方法

(1) 防災行政無線とケーブル TV

避難情報の伝達方法は、原則市が行う防災行政無線、ケーブル TV 等によるほか、必要に応じて市防災行政無線の「防災京丹後市口大野区」を用いて区民へ伝達するものとする。

(2) 伝達員による個別訪問

地区住民に対し、完全に周知が徹底することが困難な場合と区長が必要と判断したときは、消防団と協力のうえ自主防災員や隣組長などを通じて、各戸に周知伝達する。

第5 避難所及び避難方法

(1) 避難所

避難所は、市の指定緊急避難所のほか地区避難所として口大野公民館および城址会館とする。

①口大野公民館：一般避難者用避難所（収容人数最大 75 人）

②城址会館：体調不良者専用避難施設（収容人数最大 25 人）

＊上記の収容人数は、畳1畳を一人分とし、隣人との間隔を1mとした場合で算出

(2) 避難誘導者

地区避難所までの避難は、各自での避難を原則とするが、地区避難所から指定緊急避難所までの避難誘導に当たっては、区長からの関係防災機関へ要請し、指示により警察官、消防団員の誘導により避難するものとする。ただし災害の態様に応じて必要な個所において、区長の指示により地区役員等は誘導整理を行う。

(3) 地区避難所受入れ優先順位

地区避難所での受入れは、避難区民のうち要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、その他特に配慮を要する者）を優先的に受け入れるものとする。

(4) 避難所への移送

地区避難所が定員に達した場合は、市が開設する指定緊急避難所へ移送する。なお

通常の手段で移送できない区民については、関係防災機関に要請のうえ指示を受けてから、車両等を利用して避難所へ移送するものとする。

(5) 避難所前グラウンド等におけるテント・車両の利用

地区避難所が使用不能あるいは収容しきれなくなった場合は、区長指示により公民館前グラウンドでテント仮設の避難所や車両での避難等のほか、近くの民家や防災機関から許可のあった市所有施設等に誘導するなどの措置をとる。

第3節 地区避難所運営計画

第1 計画方針

区長が地区避難所を開設した場合の運営計画を定め、区民が地区避難所において安心安全に過ごすための運営方法を定める。

第2 地区避難所の開設

区長は、市が発令する警戒レベル3（高齢者等避難）情報を基準とし地区避難所（地区公民館、城址会館）を開設するほか、町内会長等の地区役員と協議し、必要に応じて地区避難所を開設するものとする。

なお、地区避難所の開設に当たっては、ロビー倉庫内に保管する避難所運営ボックス内の各種器材を用いて受付業務等を行う。

(1) 受付

町内会長は、地区避難所の開設に当たって避難者カードに記載のあった避難者について、地区避難所の玄関にて受付業務を行う。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、地区避難所のうち地区公民館は健康者の受入れ施設とする。

発熱等体調不良がある方は、本人からかかりつけ医（病院、診療所、開業医）に電話にて相談させる。なお、かかりつけ医のない方や夜間・休日の場合は、「きょうと新型コロナ医療相談センター」（電話 075-414-5487）に相談させ、その結果、地区避難所での避難が必要と判断された方は、受付後、城址会館を体調不良者専用避難所として開設し、地区役員等が城址会館まで誘導する。

(2) 地区避難所内誘導（地区公民館）

監査員は、受付を終えた避難者について避難者スペースへの誘導を担当する。誘導に当たっては、避難者カードの記載内容を確認のうえ、高齢者や要配慮者等は1階会議室（和室）に、階段昇降に支障のない避難者は、2階集会室（和室）を基本として誘導する。

（３）避難者スペースの確保

監査員から誘導を受けた副区長と副区長から指名のあった審議員は、避難者カードを受領し、カード記載のあった世帯を基本とし、避難者数に畳数を掛けた畳数を目途に避難者を配置し避難者スペースを確保する。同時に避難者配置図を作成する。

（４）城址会館（体調不良者専用避難所）

受付にて体調不良が認められ、城址会館にて避難する必要がある場合の誘導等は、あらかじめ区長が定めた町内会長等が行う。定めた町内会長が事故あるときは、区長から指名のあった町内会長と審議員が担当する。

なお、城址会館は定められた領域以外の場所を使用させてはならない。

（５）避難者数の施設超過

地区避難所における避難者スペースが限度数に達した場合の受付は行わず、さらなる避難者がある場合は、市が開設する指定緊急避難所への避難を促す。

（６）地区避難所記録

区長が地区避難所を開設した際、事務員は避難所開設状況（開設日時、避難者名、避難者数）を記録するほか、町内会長等から避難者カードに基づき作成した避難所入所記録簿で避難状況を確認し、大宮市民局に報告する。

（７）地区避難所の閉鎖

当地区において地区避難所への避難の必要性が無くなったとき、または地区避難者がいなくなった場合、区長は町内会長と協議のうえ、地区避難所を閉鎖する。

第３ 地区避難所の運営

地区避難所を開設した場合の施設責任者は区長とし、地区役員は区長指揮のもと、それぞれの役割に応じた地区避難所の運営に当たる。

なお、地区避難所運営に当たっては、地区災害対策（災害警戒）本部が開催する会議にて、その運営方法を定める。

（１）避難者の把握

地区避難所での避難者の把握は、副区長が中心となり審議員と一緒に避難者カードに基づく記録で確認し把握する。

（２）避難者スペースの移動

避難者スペース割当後に避難者の体調不良等により、避難者スペースに問題が生じた場合は、副区長は審議員と一緒に避難者間の調整を図り、避難者スペースの移動を指示する。

（３）地区避難所での飲食

避難者の飲食等は、避難者自らが持参した飲食物の消費を原則とするが、避難生活が数十時間や数日に及ぶ場合、食事の確保が必要になるため区長は、地区役員や市民局長と協議し、地区避難所の飲食物の確保に当たる。

（４）地区避難所での体調異変

地区避難所において、体調不良者が発生した場合は、直ちに 119 番通報し峰山消防署の指示に従う。

なお、早急な対応ができない旨の通知が消防署からあった場合、区長は峰山消防署の指示に従い、総務班や救護班と調整のうえ対応する。



第4章 災害復旧計画の大綱

第1節 公共土木施設復旧計画

第1 土木施設の計画

地区内において、道水路等の公共土木施設に災害が発生した場合は、土木班を中心に現地調査を実施し、その概況を区長に報告する。

報告を受けた区長は、市民局長に報告後、復旧等について町内会長会議等に諮り、その結果に基づき、必要に応じて関係機関に災害復旧対策を要請する。

第2 応急資機材の利用許可

区長は、災害復旧に当たって、当区が所有し保管している防災資機材を一時的かつ緊急的に利用したいと関係機関等から申し出があれば、これを許可するものとする。

第2節 農林業施設復旧計画

第1 農林業施設の計画

地区内において、農地や農林業施設に災害が発生した場合は、農林班を中心に現地調査を実施し、その概況を区長に報告する。

報告を受けた区長は、市民局長に報告後、早期復旧等の必要性について農事組合や水利組合と協議し町内会長会議に諮る。

さらに災害復旧に関して各種助成等について市民局長等と協議し、必要に応じて災害復旧対策を関係機関に要請する

第2 応急資機材の利用許可

区長は、災害復旧に当たって、当区が所有し保管している防災資機材を一時的かつ緊急的に利用したいと農事組合や水利組合、関係機関等から申し出があれば、これを許可するものとする。

第3節 防犯・消防関係施設復旧計画

第1 防犯・消防関係施設の計画

地区内において、防犯灯や消火栓器具等の施設に災害が発生した場合は、消防防災

班を中心に現地調査を実施し、その概況を区長に報告する。

報告を受けた区長は、市民局長に報告後、早期復旧等について消防団や自主防災会と協議し町内会長会議に諮る。

その結果、復旧に関して各種助成や補助金対象の有無について市民局と協議し、施設復旧に当たる。

第2 応急資機材の利用

区長は、災害復旧に当たって当区が所有し保管している防災資機材について、一時的かつ緊急的に消防団や自主防災会等から利用の申し出があれば、これを許可するものとする。

第4節 地区所有施設復旧計画

第1 地区所有施設の計画

地区内において、地区所有施設に災害が発生した場合は、総務班を中心に現地調査を実施し、その概況を区長に報告する。

報告を受けた区長は、災害復旧に関して各種助成等を市民局長と協議したうえで、町内会長会議に諮り災害復旧対策に当たる。

第2 応急資機材の利用

区長は、災害復旧に当たって当区が所有し保管している防災資機材について、常時点検等を行うとともに有事の際はこれを積極的に利用し、さらなる被害拡大の防止に務める。



口大野区地区防災計画書

資 料 編

令和4年1月末現在

口 大 野 区

目 次

1 資料

資料1	口大野区防災会議設置要綱	1P
資料2	地区内 土砂災害特別警戒区域及び警戒区域図	3P
資料3	地区内 浸水想定図	4P
資料4	ため池安心安全マップ（十二社口・奥池、三坂口・奥池）	5P
資料5	地区避難所運営開設・運営手順（マニュアル）	7P
資料6	防災行政無線 地区避難所開設広報文例	24P
資料7	タイムライン	25P

□大野区防災会議設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、□大野区規約第4条第1項第2号に掲げる目的を達成するため、□大野区防災会議（以下、「防災会議」という。）を設置し、□大野区民の安心安全で、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1）□大野区地区防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- （2）当地区に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、防災会議が必要とする事務。

（組織委員及び）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、区長をもって充て、会務を掌理する。
- 3 副会長は、副区長をもって充て、防災会議の議事進行を行う。また、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、次の各号に挙げるものをもって充てる。
 - （1）正副区長以外の町内会長
 - （2）審議員及び監査員から区長が任命するもの
 - （3）□大野自主防災会から区長が任命するもの
 - （4）京丹後市消防団大宮第1分団から区長が任命するもの
 - （5）□大野区民生児童委員から区長が任命するもの
 - （6）京丹後警察署大宮駐在所署員
 - （7）前各号に掲げる者のほか、区長が特に必要と認めるもの
- 5 前項の委員定数は、20名以内とする。
- 6 防災会議の事務局は、□大野区事務所内に置く。

（委員任期）

第4条 前条第4項の委員任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。また委員は再任されることができる。

（議事等）

第5条 この要綱に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかってこれを定める。

附則

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 前項の施行日における委員任期は、要綱第4条の規定に関わらず令和4年3月31日までとする。

資料1

第3条関係（委員名簿）

番号	役職名	第3条関係 委員区分	公職名	備 考
1	会 長	会 長	区 長	
2	副会長	副会長	副区長	町内会長
3	委 員	1号委員	町内会長	//
4	//	//	//	//
5	//	//	//	//
6	//	//	//	//
7	//	2号委員	昭和審議員	地区審議員
8	//	//	高砂審議員	//
9	//	//	明治審議員	//
10	//	//	万歳審議員	//
11	//	//	剣鉾審議員	//
12	//	//	監査員	地区監査員
13	//	3号委員	自主防災会長	□大野自主防災会
14	//	//	自主防災副会長	//
15	//	4号委員	第1分団部長	大宮第1部分団
16	//	5号委員	代表民生児童委員	地区代表
17	//	6号委員	大宮駐在所署員	京丹後警察署員
18	//	7号委員	市議会議員	当地区在住議員
19	//	//	大宮市民局	局長職
	事務局		区事務員・囑託員	

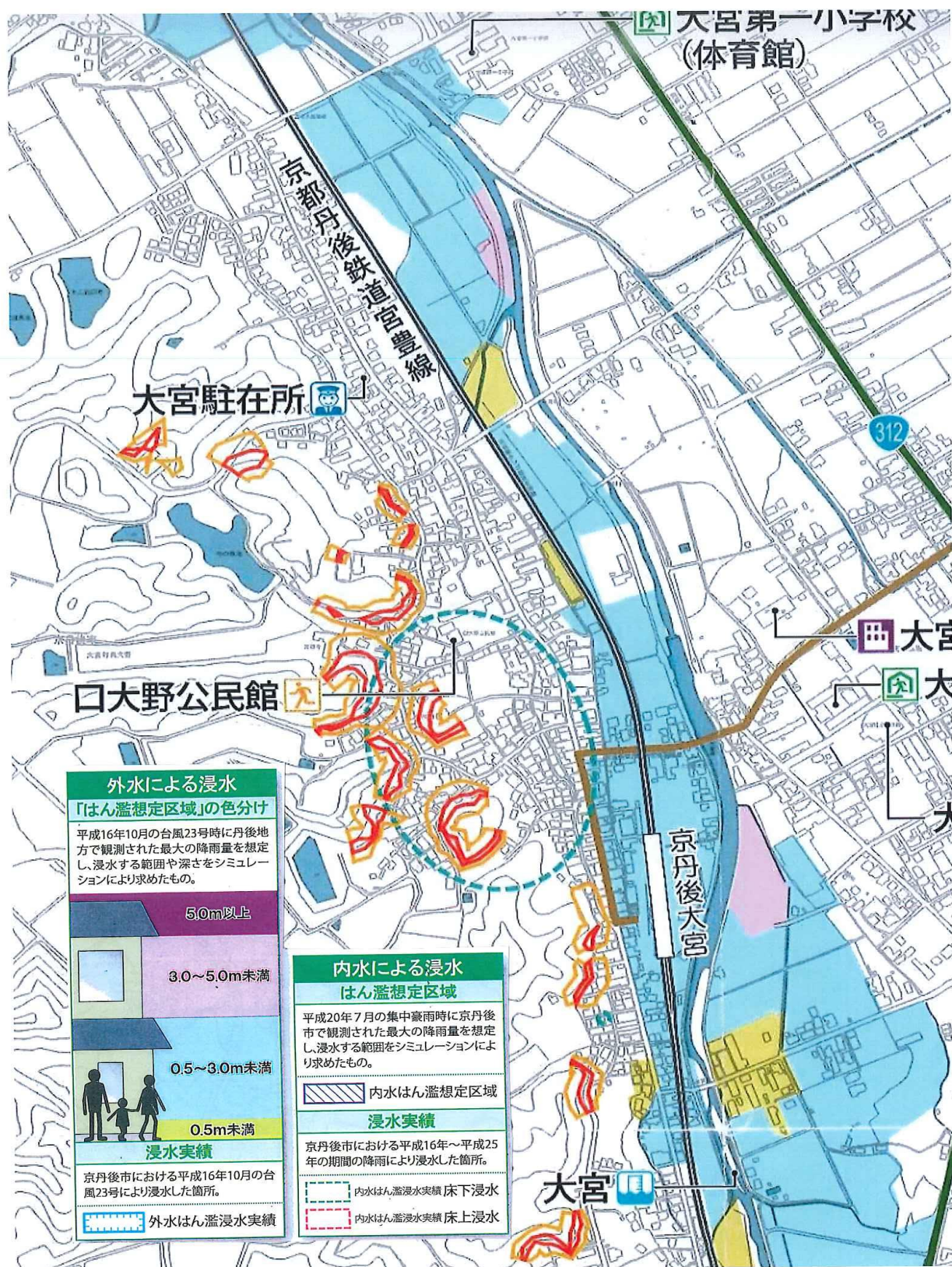
資料2

土砂災害特別区域及び警戒区域図（万歳、劔鉾、昭和）



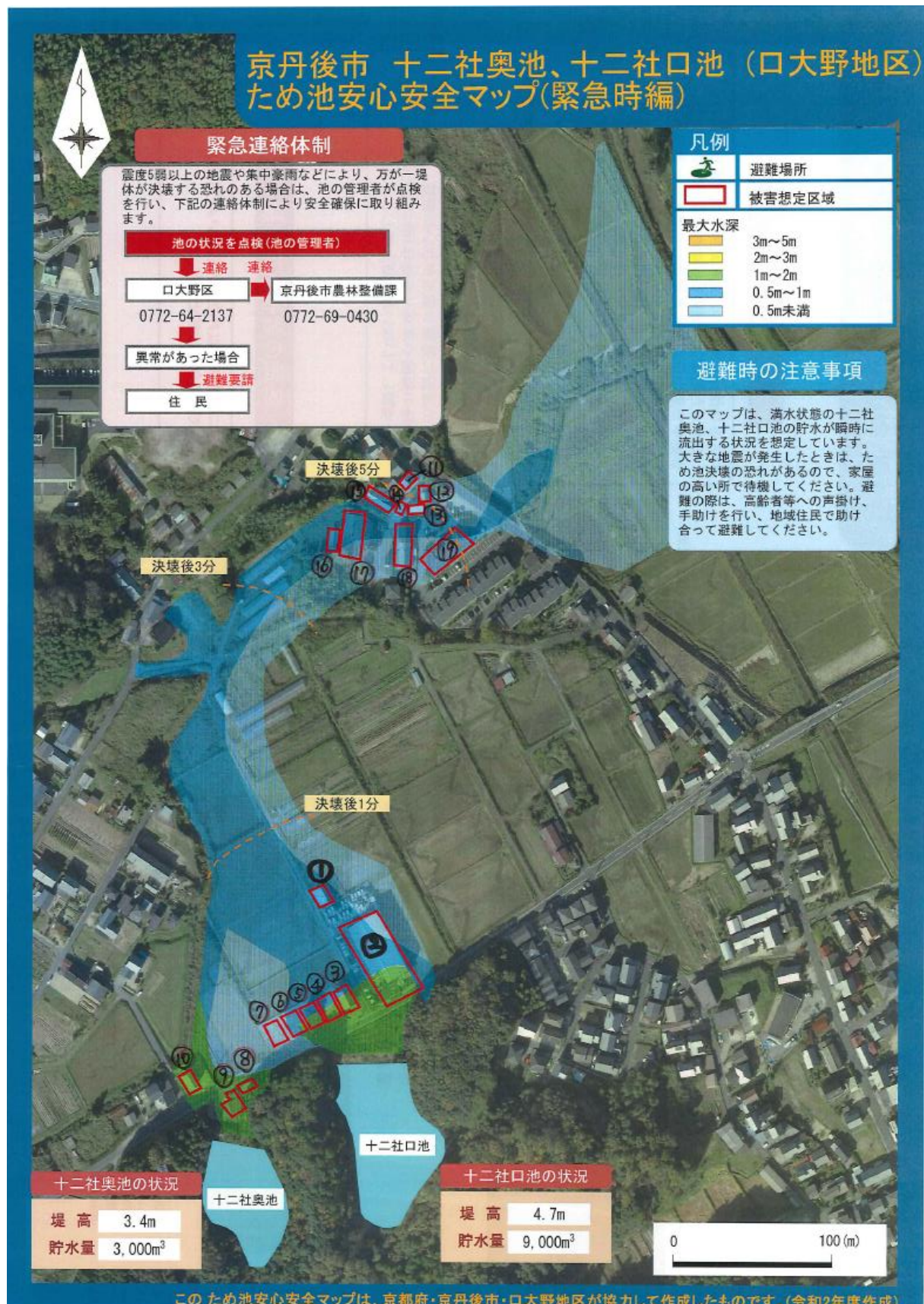
資料3

浸水想定図（昭和、高砂、明治）



資料4

1、ため池安心安全マップ（十二社口池・奥池）



2、ため池安心安全マップ（三坂口池・奥池）



新型コロナウイルス感染症対策に配慮した 避難所開設・運営の手順 (マニュアル)

★避難所の開設にあたって

災害時に市民の皆さんが安心して避難できるよう、避難所では新型コロナウイルス感染防止対策として、3つの密(密閉・密集・密接)を避けるとともに、体調の悪い方への対応など、マニュアルに沿った避難所開設・運営を行います。

1 避難所運営スタッフの健康管理・注意点

- ・自宅にて検温を行い、発熱・咳などの症状がある場合は任務に就かず、区長や地区役員等に連絡する。
- ・マスクを着用するほか、事務所で決められたフェイスシールドを着用する。
- ・開設中は、手洗いや手指消毒、また自宅から持参した体温計で定期的に検温するなど、自身の健康管理に留意する。

2 受付グッズを準備する(事務所保管)

■受付テーブルを避難所入り口の外(夜間・悪天候の場合は入り口の中)に設置

- ・避難所入所記録簿(事務員)
- ・避難者カード・筆記用具・体温計、手指消毒液(受付)
- ・「咳エチケットチラシ」「エコノミークラス症候群予防チラシ」等のチラシ

3 受付時の流れ

- ① 受付待ちの避難者間は、約2m保つよう促す。
- ② 手指消毒をしてもらう。
- ③ 持参された体温計で検温をしてもらう。
※共用の体温計を使用した後は、体温計をアルコール綿で消毒する。
- ④ 「避難者カード」に記入してもらい、健康状態等を確認する。
※本人同意欄への記入も、忘れず依頼する。
※共用の筆記用具は、適宜消毒する。
- ⑤ 避難所内でのマスクの着用(持参していない人には配布)、咳エチケットの徹底について伝える。

資料5

- ⑥ 健康状態に応じて避難スペースに案内する。
- 健康な人：各フロアに案内する。（地区役員の指示）
 - 発熱等のある体調の悪い人（目安：平熱より1度以上高い場合）
 - ・自身により、専用相談窓口に連絡してもらう。⇒ 医療機関を受診。
 - 受診不要の場合、あらかじめ決めた専用スペース（城址会館）にて滞在
 - ・車中滞在を希望される方は、避難者カードにて状況を管理し「エコノミークラス症候群予防チラシ」を配布する。
- ⑦ 避難者の状況について、随時市民局（大宮支部）へ報告する

新型コロナウイルス感染症相談窓口

- かかりつけ医のある人 医療機関（病院、診療所、開業医）
- 休日・夜間、かかりつけ医のない人
新型コロナ医療相談センター（Tel075-414-5487）
- 相談の目安
 - ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの症状のある方
 - ・重症化しやすい方で、軽い風邪の症状がある方
 - * 高齢者・糖尿病・心不全・呼吸器疾患など基礎疾患ある方や透析を受けている方
 - * 免疫抑制剤や抗がん剤を用いている方
 - ・比較的軽い風邪の症状が数日続く場合 ※4日以上の発熱は必ず相談する

4 3密を避けた避難所の運営

- （1）パーティション（間仕切り）の組み立て
- ・段ボール等で代用する。
- （2）避難者の滞在スペースの間隔を確保する。
- ・避難者の滞在スペースは、1人当たり約2㎡（たたみ一畳分）を基本とする。
 - ・避難者が多くなった時は、個人・世帯ごとに、2mは間隔をあける。概ね畳の畳数または養生テープ等により滞在スペースを示す。
 - ・パーティションを使う場合は、1m以上の間隔で設定することも可能。
※2mの間隔は、畳等を目安に考える。
 - ・それぞれの避難者の滞在状況を把握するため「室内配置図」を作成する。
 - ・各種ポスターを掲示する。（受付付近やトイレ入り口等）
「3つの密を避けましょう!」、「正しい手指消毒・手洗い」、「新型コロナウイルス感染防止協力依頼」のポスター等
- （3）その他の定期的な対策
- ・避難者の体調管理に注意し、声かけ等を行い状況を定期的に把握する。
 - ・室内やトイレなど、定期的に（30分を目安）換気を行う。
 - ・受付や共用部分（手すりやドアノブ等）を定期的に消毒する。

資料5

- ・避難者の体調が悪くなった場合は、本人から相談窓口へ電話してもらい指示に従ってもらう。そのまま滞在する場合において体調が悪化した場合等は、救急車を要請（119番）し、受付時に記入した記録簿の内容も連絡する。また、市民局（大宮支部）にも連絡する。

5 熱中症対策への注意

冷房のある部屋や扇風機を使用するなど、できるだけ涼しいところで過ごす。

また、のどの渇きを感じなくてもこまめに水分を補給させるほか、扇風機を使用し（可能な限り）定期的な換気を行う。

高齢の方や小さなお子さんは重症化することもあるので定期的に声をかけ、避難者の体調について注意する。

6 避難所を閉鎖する時

- ① 市民局（大宮支部）へ、閉鎖する旨を連絡する。
- ② 避難者カードをまとめ（地区避難所名・受付No.等確認する）支部（市民局）へ提出する。※避難者カードは個人情報が含まれるため、取り扱いには十分注意すること
- ③ 共用部分（手すりやドアノブ等）を消毒する。
※エプロンやビニール手袋を着用し清掃する（脱着方法は別添参照）。
- ④ ごみ袋はしっかり結び、再度市指定ごみ袋に入れ処分する。



避難者カード

避難所名

□大野公民館 ・ 大野城址会館

受付No.

避難日時	入所時間： 月 日 時 分 / 退所時間： 月 日 時 分					
避難場所	□避難所 / □車両(車種 色 ナンバー)					
住 所	京丹後市大宮町口大野 番地 (昭和・高砂・明治・万歳・剣鉾)町内					
世帯代表者の電話番号(自宅又は携帯)	電話					
※配慮が必要な事項に、「☑ある」をチェックした方は、裏面に詳細を記入してください。						
家族等の状況	ふりがな 氏名	年齢	性別	体温℃	健康状態(症状をチェック)	配慮が必要な事項
世帯代表者		歳	□男 □女		☐ 咳などの風邪症状がある ☐ 味や匂いを感じられない ☐ 下痢が続いている ☐ その他()	☐ 強いだるさがある ☐ 息苦しさがある ☐ 嘔吐や吐き気がある ☐ ある ☐ なし
家族・同居人等		歳	□男 □女		☐ 咳などの風邪症状がある ☐ 味や匂いを感じられない ☐ 下痢が続いている ☐ その他()	☐ 強いだるさがある ☐ 息苦しさがある ☐ 嘔吐や吐き気がある ☐ ある ☐ なし
		歳	□男 □女		☐ 咳などの風邪症状がある ☐ 味や匂いを感じられない ☐ 下痢が続いている ☐ その他()	☐ 強いだるさがある ☐ 息苦しさがある ☐ 嘔吐や吐き気がある ☐ ある ☐ なし
		歳	□男 □女		☐ 咳などの風邪症状がある ☐ 味や匂いを感じられない ☐ 下痢が続いている ☐ その他()	☐ 強いだるさがある ☐ 息苦しさがある ☐ 嘔吐や吐き気がある ☐ ある ☐ なし
		歳	□男 □女		☐ 咳などの風邪症状がある ☐ 味や匂いを感じられない ☐ 下痢が続いている ☐ その他()	☐ 強いだるさがある ☐ 息苦しさがある ☐ 嘔吐や吐き気がある ☐ ある ☐ なし
		歳	□男 □女		☐ 咳などの風邪症状がある ☐ 味や匂いを感じられない ☐ 下痢が続いている ☐ その他()	☐ 強いだるさがある ☐ 息苦しさがある ☐ 嘔吐や吐き気がある ☐ ある ☐ なし
		歳	□男 □女		☐ 咳などの風邪症状がある ☐ 味や匂いを感じられない ☐ 下痢が続いている ☐ その他()	☐ 強いだるさがある ☐ 息苦しさがある ☐ 嘔吐や吐き気がある ☐ ある ☐ なし
		歳	□男 □女		☐ 咳などの風邪症状がある ☐ 味や匂いを感じられない ☐ 下痢が続いている ☐ その他()	☐ 強いだるさがある ☐ 息苦しさがある ☐ 嘔吐や吐き気がある ☐ ある ☐ なし
		歳	□男 □女		☐ 咳などの風邪症状がある ☐ 味や匂いを感じられない ☐ 下痢が続いている ☐ その他()	☐ 強いだるさがある ☐ 息苦しさがある ☐ 嘔吐や吐き気がある ☐ ある ☐ なし
家族等からの 安否確認への回答	□可 □不可		※必ず家族全員の同意を得たうえで☑を記入すること。また、DVの被害等により 情報開示を希望しない場合は、必ず申し出をすること。			

本調査票に記載した情報を避難所の管理者、京丹後市災害警戒(対策)本部、京都府丹後保健所等において共有することに同意します。

氏名(世帯主又は代表者) 署名

(裏面)

家族等の状況	氏名	配慮が必要な事項										
		妊産婦	要介護	心身の状況						アレルギー	服薬	その他
				身体		精神	知的	発達	その他			
		☐	☐	☐ 肢体	☐ 内部	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
				☐ 視覚	☐ 聴覚							
	☒ の詳細を記入											
		☐	☐	☐ 肢体	☐ 内部	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
				☐ 視覚	☐ 聴覚							
	☒ の詳細を記入											
		☐	☐	☐ 肢体	☐ 内部	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
				☐ 視覚	☐ 聴覚							
	☒ の詳細を記入											
		☐	☐	☐ 肢体	☐ 内部	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
			☐ 視覚	☐ 聴覚								
☒ の詳細を記入												
	☐	☐	☐ 肢体	☐ 内部	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
			☐ 視覚	☐ 聴覚								
☒ の詳細を記入												

災害名称(令和 年 台風 号)

現在 (24時表示)

避難者名簿(避難所入所記録簿)

避難所入所記録簿

避難所名	口大野公民館	担当職員名	鈴木 菜穂子
------	--------	-------	--------

【開設日時】 R . . / : (24h表示) 【閉鎖日時】 R . . / : (24h表示)

番号	入 所 年月日	入 所時 間	氏 名 生年月日	現 住 所 電 話 番 号	性別	世帯主 続柄等	要配慮者	体温・ 症状	備考	退 所 年月日	退 所 時 間
1				口大野 番地 (電話)							
2				口大野 番地 (電話)							
3				口大野 番地 (電話)							
4				口大野 番地 (電話)							
5				口大野 番地 (電話)							
6				口大野 番地 (電話)							
7				口大野 番地 (電話)							
8				口大野 番地 (電話)							
9				口大野 番地 (電話)							
10				口大野 番地 (電話)							
11				口大野 番地 (電話)							
12				口大野 番地 (電話)							
13				口大野 番地 (電話)							
14				口大野 番地 (電話)							
15				口大野 番地 (電話)							

災害名称(令和〇年台風〇〇号)

2020/7/2 5:00

現在(24時表示)

避難者名簿(避難所入所記録簿)

避難所入所記録簿

避難所名	〇〇公民館	担当職員名	□□□□
------	-------	-------	------

【開設日時】 R 2. 7. 1 / 20 : 45 (24h表示)

【閉鎖日時】 R 2. 7. 2 / 5 : 00 (24h表示)

番号	入 所 年月日	入 所時 間	氏 名 生年月日	現 住 所 電 話 番 号	性別	世帯主 続柄等	体温・ 症状	備考	退 所 年月日	退 所 時 間
1	R2.7.1	20:55	京丹後 太郎	〇〇町△△番地 0772-〇〇-〇〇〇〇	男	世帯主	37.5℃ 発熱	咳症状もあり、 専用スペースへ 案内した。	R2.7.2	3:30
2	R2.7.1	20:55	京丹後 花子	〃	女	配偶者	35.9℃ なし		R2.7.2	3:30
3	R2.7.1	20:55	京丹後 一郎	〃	男	子	36.5℃ なし		R2.7.2	3:30
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

記載例

専用スペース入所者用体調チェック表

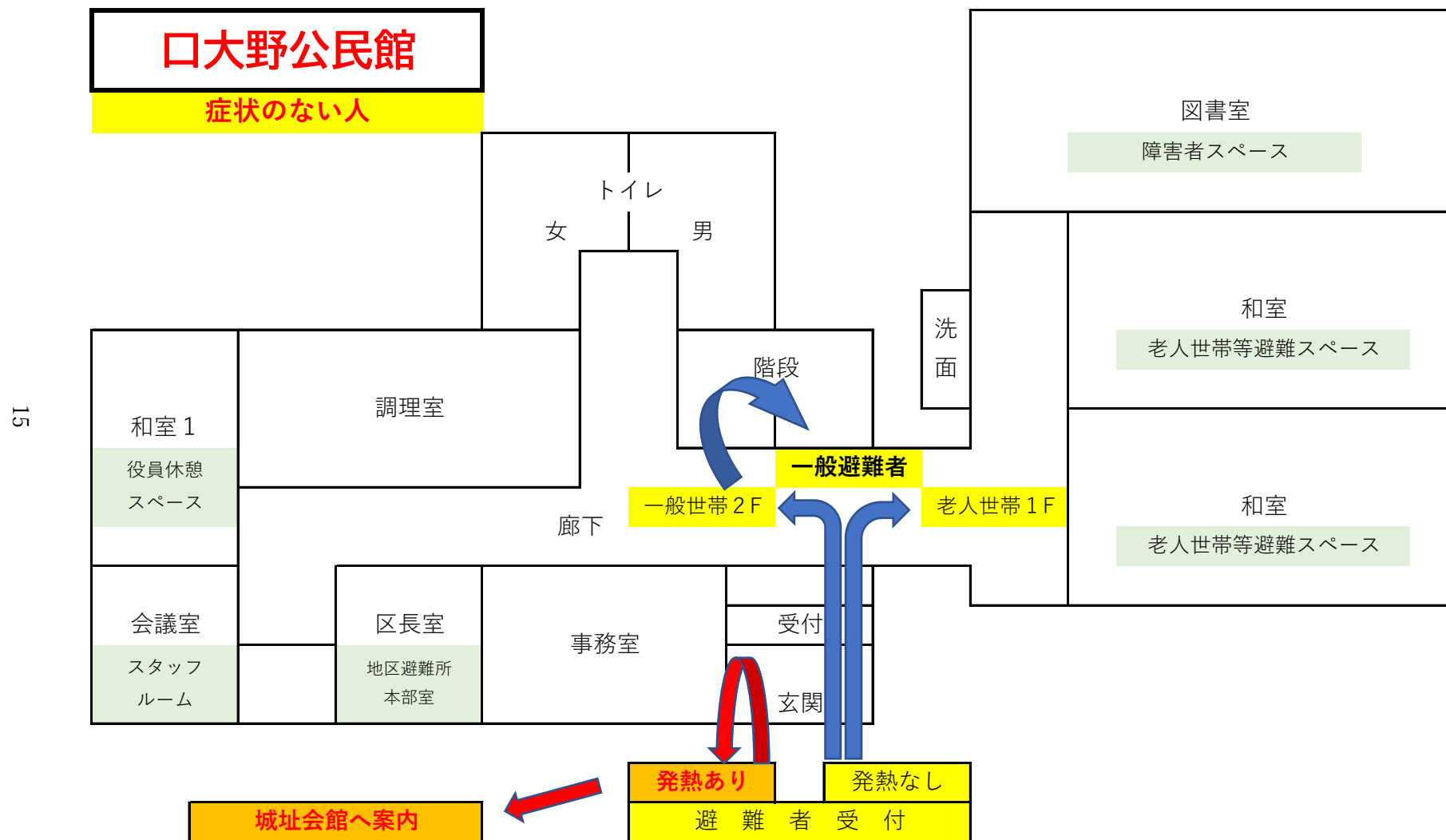
(別紙8)

避難所名： 〇大野公民館(大野城址会館)

ふりがな	居住地区	その他(基礎疾患・服薬の有無等)
氏名	〇大野区	

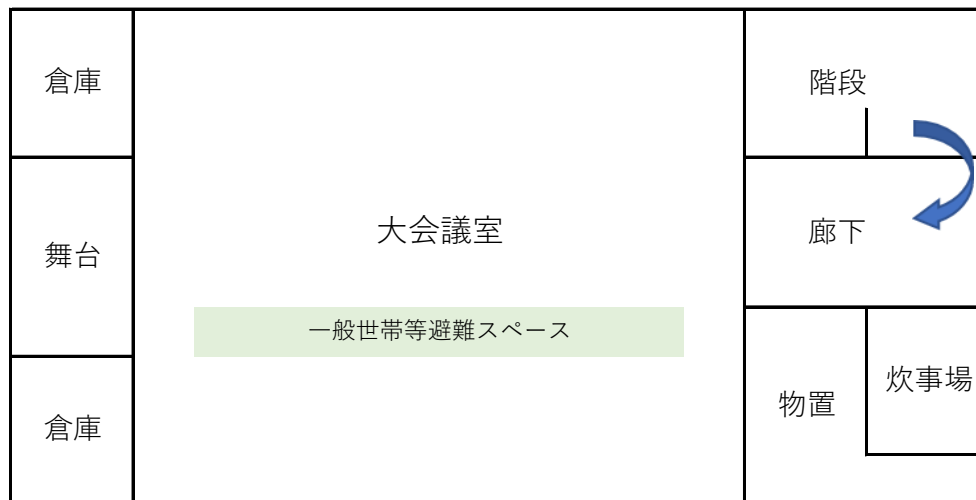
確認日		／ ()	／ ()	／ ()	／ ()	／ ()	／ ()
体温		朝 ℃ 昼 ℃ 夕 ℃	朝 ℃ 昼 ℃ 夕 ℃	朝 ℃ 昼 ℃ 夕 ℃	朝 ℃ 昼 ℃ 夕 ℃	朝 ℃ 昼 ℃ 夕 ℃	朝 ℃ 昼 ℃ 夕 ℃
呼吸器系	①息が荒くなった	はい・いいえ 番号	はい・いいえ 番号	はい・いいえ 番号	はい・いいえ 番号	はい・いいえ 番号	はい・いいえ 番号
	②急に息苦しくなった						
	③少し動くと息が上がる						
	④胸の痛みがある						
	⑤横になれない・座らないと息ができない						
	⑥肩で息をしている・ゼーゼーしている						
味覚・臭覚	味や臭いを感じられない	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
喀痰・咳	咳や痰がひどくなった	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
倦怠感	起きているのがつらい	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
嘔吐・吐気	嘔吐や吐き気が続いている	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
下痢	下痢が続いている	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
その他	その他の症状	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
	例)半日以上尿が出ない、鼻水・鼻づまり、 のどの痛み、結膜充血、頭痛、関節筋肉 痛、けいれん、その気になる症状	はい・いいえ (具体の症状)	はい・いいえ (具体の症状)	はい・いいえ (具体の症状)	はい・いいえ (具体の症状)	はい・いいえ (具体の症状)	はい・いいえ (具体の症状)

地区避難所避難者スペース図



口大野公民館

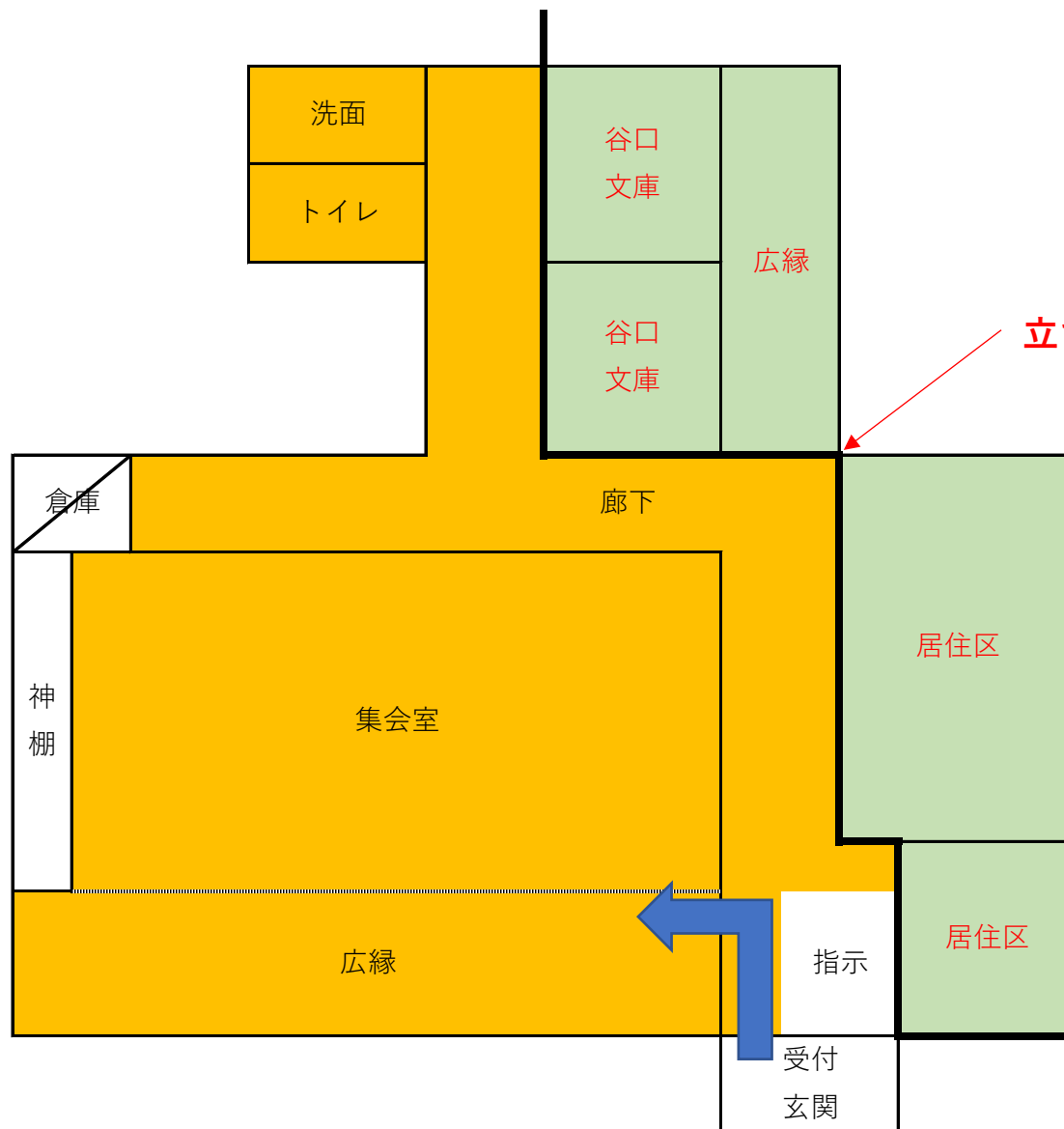
発熱等の症状がない人



大野城址会館

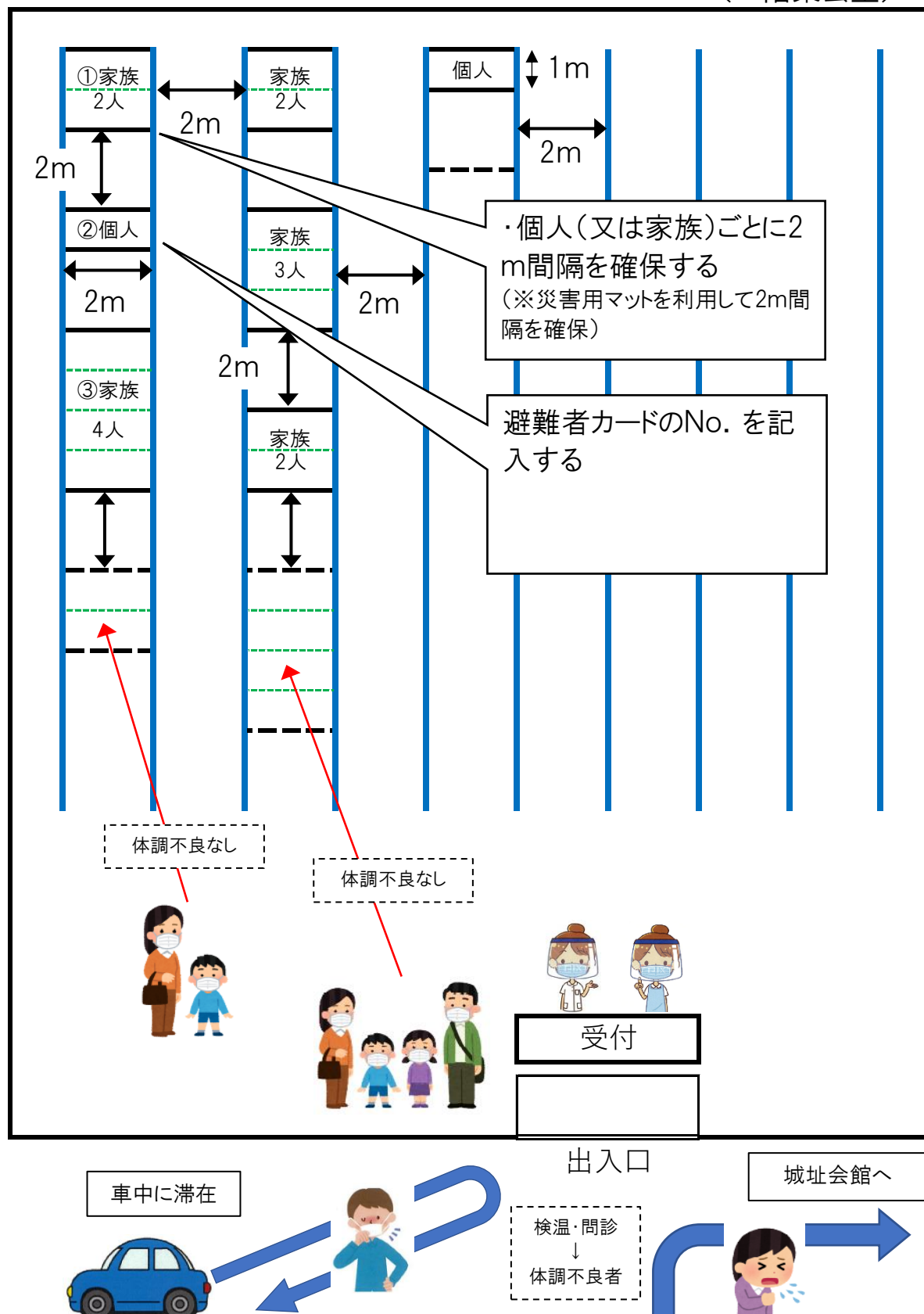
体調不良の方

立ち入り禁止ライン（黒太線）



(別紙1)配置図の例

(2階集会室)



(別紙2-1)避難者の配置図

令和 年 月 日 () : 現在

避難所名 口大野公民館（2階集会室78畳）

作成者名

[illegible]

(別紙2－1)避難者の配置図

令和 年 月 日 () : 現在

避難所名 口大野公民館 (第 1 会議室20畳)

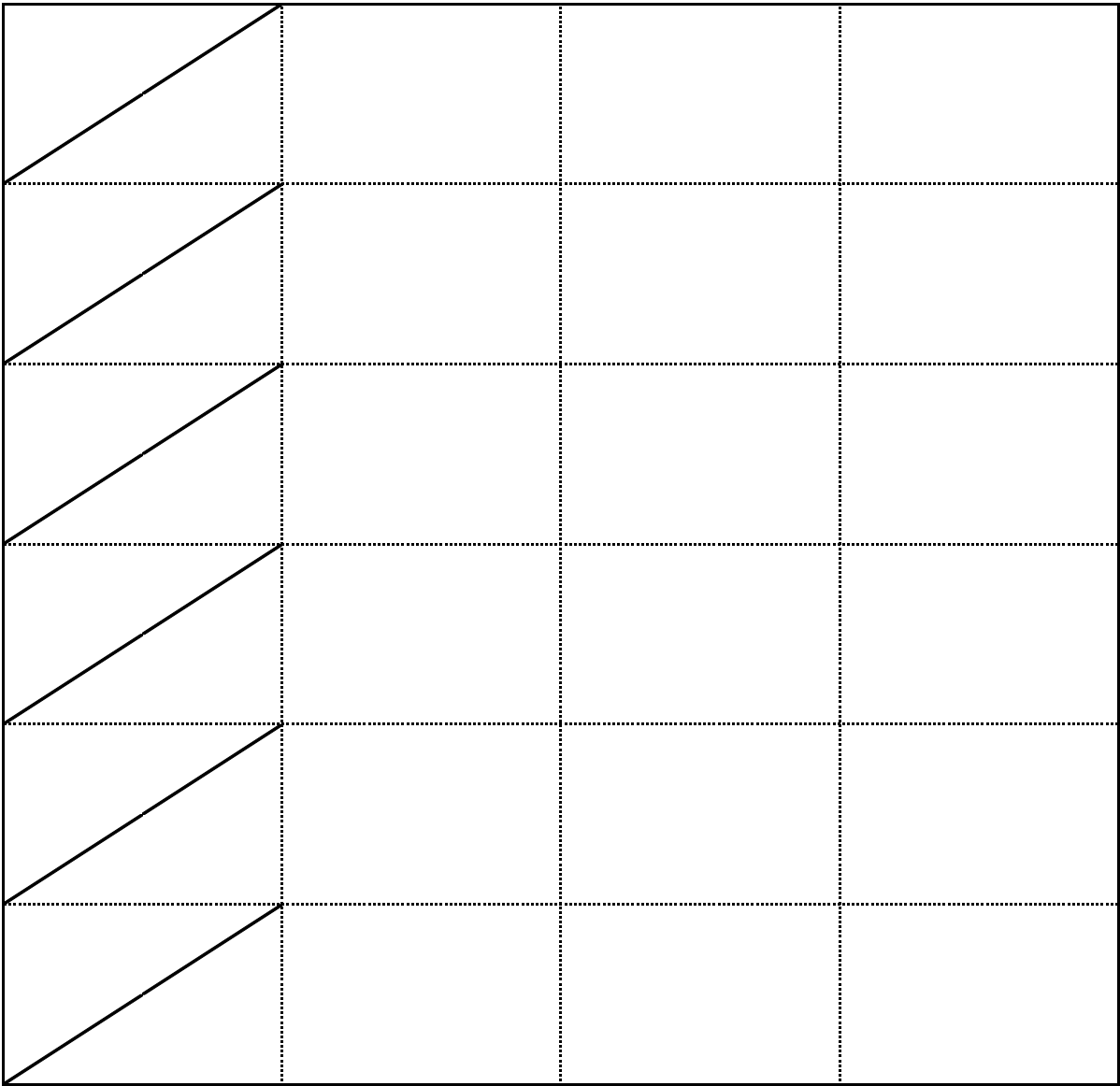
作成者名

(別紙2－1)避難者の配置図

令和 年 月 日 () : 現在

避難所名 口大野公民館 (第2会議室16畳)

作成者名

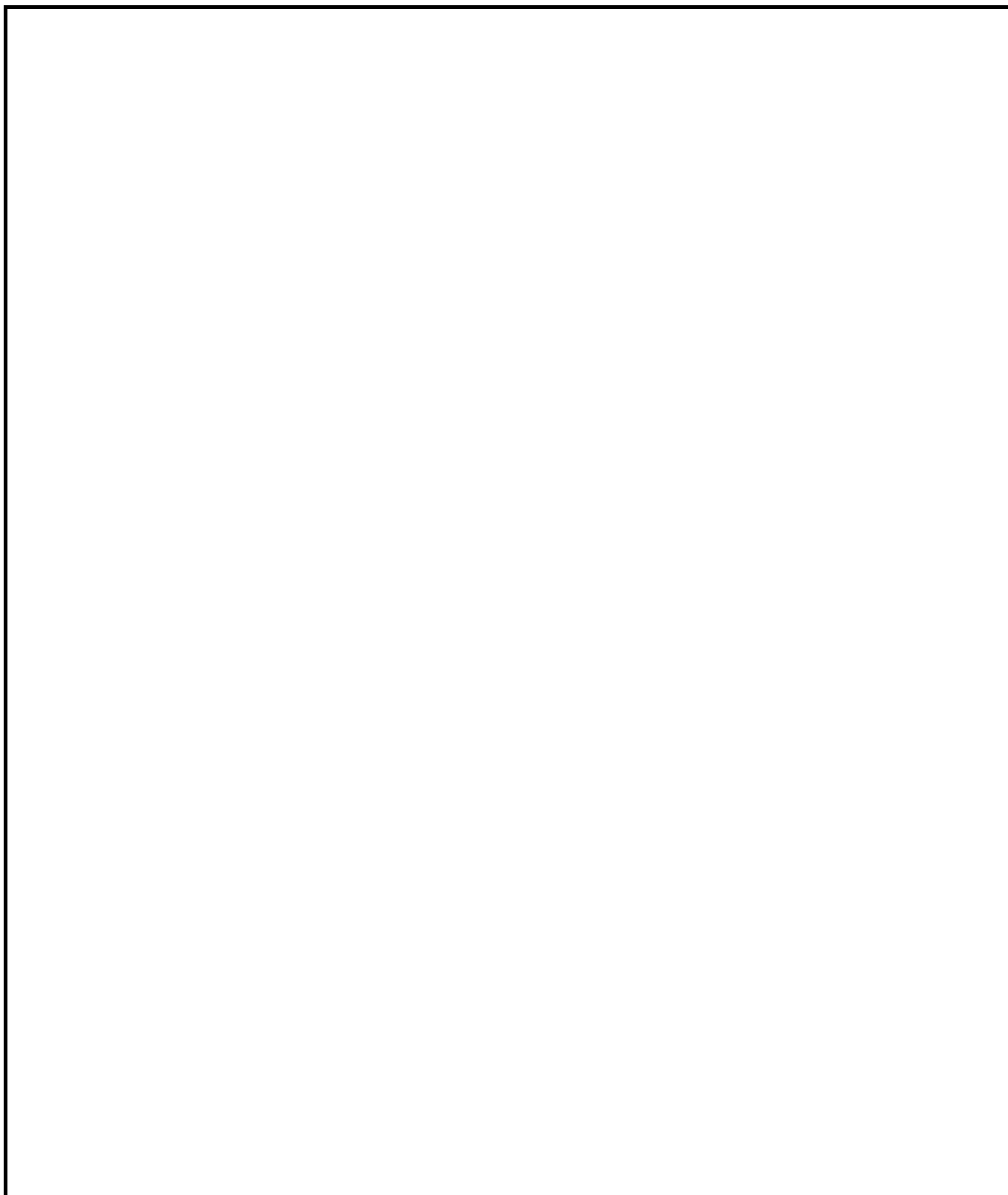


(別紙2－1)避難者の配置図

令和 年 月 日 () : 現在

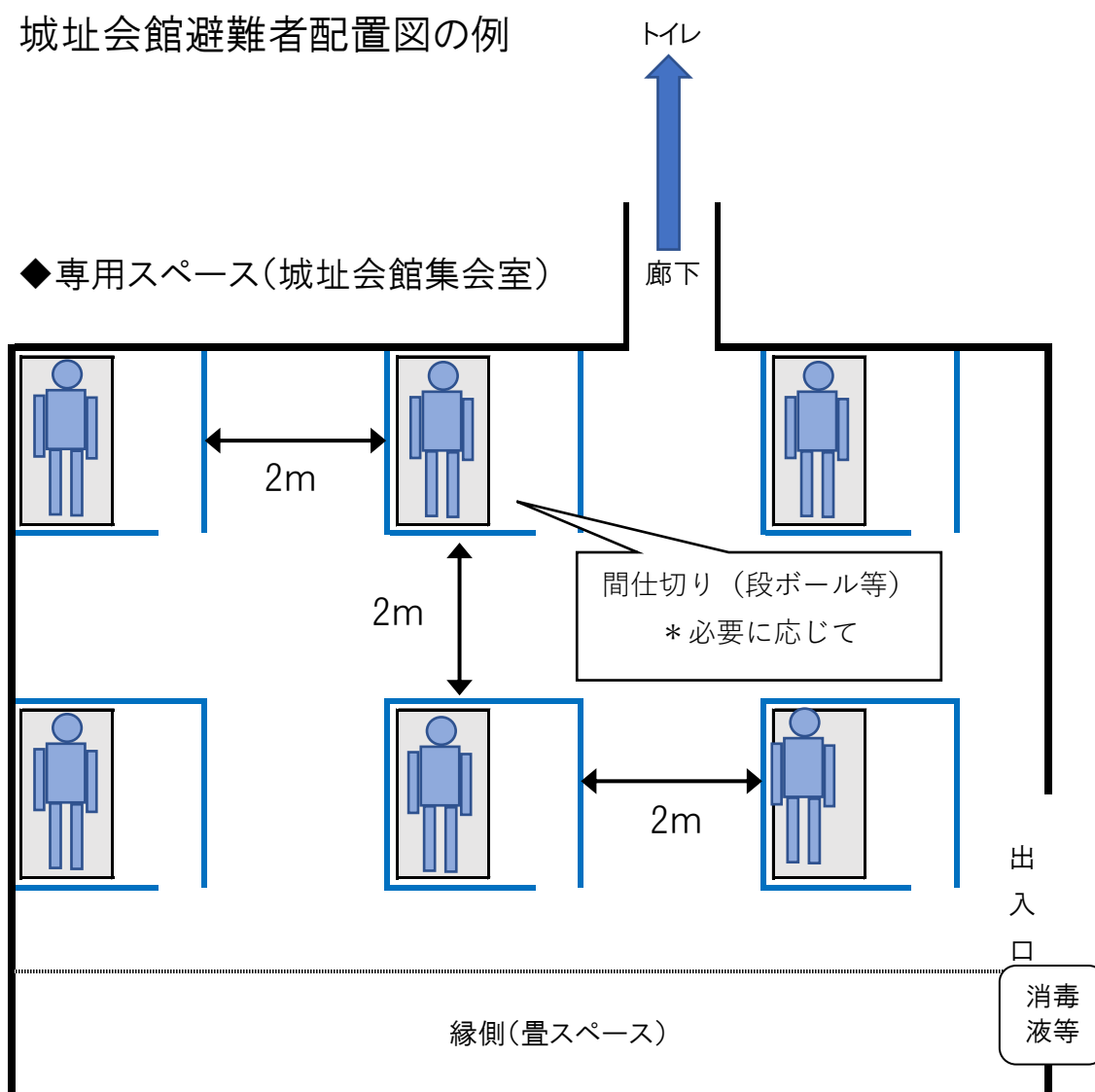
避難所名 口大野公民館 (城址会館)

作成者名



城址会館避難者配置図の例

◆専用スペース(城址会館集会室)



発熱や咳等の症状のある者の専用スペースは、ダンボール等を用いて、間仕切り等で区切るなどの工夫をする。

防災行政無線広報例文

放送年月日： 、 、 （ ）

放 送 時 刻： ：

防災行政無線放送（防災京丹後市口大野区）

（放送内容）

こちらは、「防災京丹後市口大野区」です。

市内の指定緊急避難場所が開設されたことに伴い、
口大野地区避難所を開設いたしました。

区内の土砂災害の特別警戒区域並びに警戒区域に
お住まいの方は、早期に避難を開始してください。

繰り返します。

こちらは、「防災京丹後市口大野区」です。

市内の指定緊急避難場所が開設されたことに伴い、
口大野地区避難所を開設いたしました。

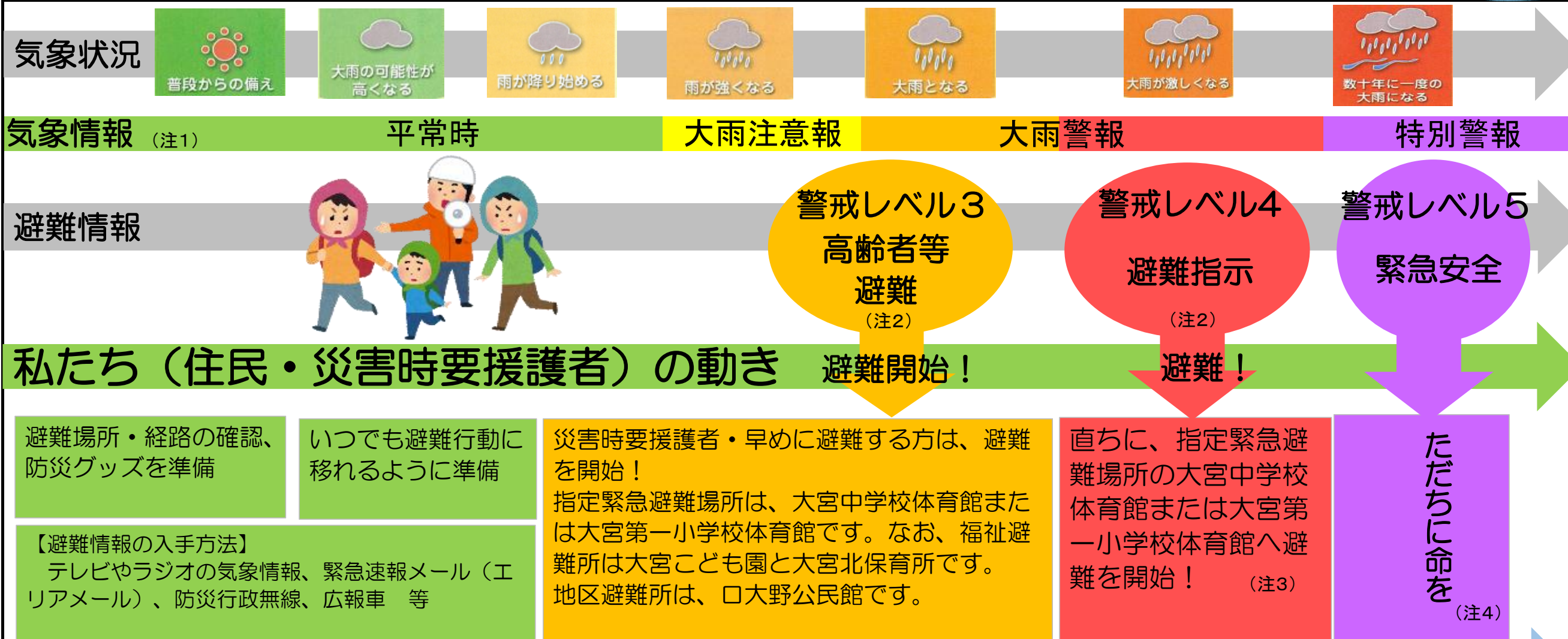
区内の土砂災害の特別警戒区域並びに警戒区域に
お住まいの区民は、早期に避難を開始してください。



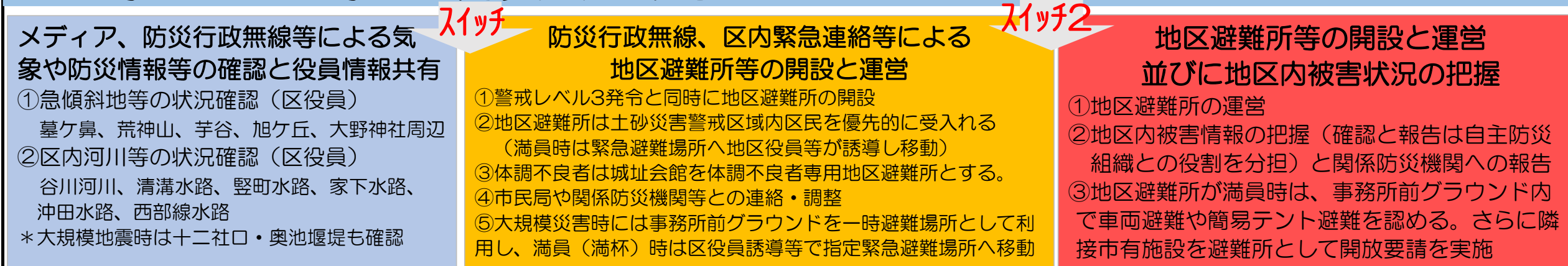
口大野区タイムライン



災害から身を守るために、**避難を考えるタイミングの手がかり**としてください！（作成：口大野区・令和3年7月）



口大野区・口大野自主防災会の動き



（注1）気象情報に関する発表等のタイミングについては、地域・事象によって異なります。

（注2）気象状況に応じて、避難準備・高齢者等避難開始の発令を早める、もしくは避難勧告・避難指示（緊急）を発表する場合があります。

（注3）すでに避難経路が浸水していたり、夜間で十分な視界が確保できない場合は、無理な避難を避け、自宅の2階といった高い場所へ垂直避難を行いましょう。

（注4）生命を守るための最善の行動をとってください。